

◆国や県などの略字の見方は16ページ
 ◆図どなたでも、図特になし、■無料、□不要(直接会場へ)の場合は、記載なし
 ◆図に電話、ファクス、Eメール、市(市ホームページ)の記載がある場合は、その方法で申し込み可
 アオ=アオーレ長岡 市セ=市民センター
 大手=大手通庁舎 ミラ=ミライエ長岡
 さい=さいわいプラザ

くらし

4月から自転車の交通違反(交通反則通告制度(通称「青切符」)が導入されました。違反すると反則金が科せられます。改めて交通ルールの確認と安全運転を心掛けましょう。
 市民協働課(アオ) ☎39・2206、各支所

ながらスマホや信号無視、無灯火などが青切符の対象だよ。詳しくは市ホームページ(下)を確認してね。




▲三島地域のゆるキャラ・みしまる太くん

●手話通訳・要約筆記の派遣事業をご利用ください
 公的機関での手続き、医療機関での受診・検査など 利用の1週間前までに福祉窓口(アオ)、市ホームページにある申請書を窓口、☎32・0160で 福祉課(アオ) ☎39・2343

●情報誌「あぜりあ」を発行
 市民が企画・編集しています。今回の特集は「自立した

大人になるための家事スキル。アオーレ長岡、市民センター、各図書館などで配布しています。男女平等推進センターウィルながおか(市セ) ☎39・2746



●普通救命講習会
 心肺蘇生法やAEDの使用方法を学びます。講習修了者に「普通救命講習修了証」を交付します。
 ①4月25日(土) ②5月27日(水)
 ③6月27日(土) ④7月29日(水)
 ①③午前9時～正午 ②④午後1時～4時 消防本部
 各50人(先着) 申請長岡消防署
 ☎35・2193

●4月6日(月)～4月15日(水)は春の全国交通安全運動
 止まってね 譲る優しい笑顔

外出の機会が多くなるこの時期、ドライバーは子どもや高齢者を見つけたら行動に気を配り、思いやりのある運転を心掛けましょう。
 市民協働課(アオ) ☎39・2206、各支所

地域ぐるみの鳥獣被害対策を支援します

鳥獣被害対策課(市セ) ☎39・2348

①不要果樹などの伐採
 柿、栗、ドングリ、ギンナンなど、野生動物を呼び寄せる樹木の伐採費用を補助します。
 町内会や農家組合などの団体 対象経費=賃金、機械賃料、処分費、委託料など 上限額=10万円

②鳥獣緩衝帯の整備
 やぶの刈り払いなどで人と野生動物の生活圏を隔てる「鳥獣緩衝帯」を整備する費用を補助します。
 町内会や農家組合などの団体 対象経費=賃金、機械賃料、処分費、委託料など 上限額=15万円

③電気柵の導入
 電気柵および関連資材の購入費用を補助します。補助額=対象経費の2分の1 上限額=町内会や農家組合などの団体…20万円、市内在住の個人(個人は条件あり。要相談)…5万円

④捕獲わなの導入
 ハクビシンやタヌキなどの小型動物用箱わなの購入費用を補助します。 ※わなを設置する際は事前に市の許可が必要です
 町内会や農家組合などの団体 上限額=36,000円(1基あたり18,000円)

電気柵の設置など、鳥獣対策の勉強会も開催しています。詳細は地域の回覧などでご案内します。



★有害鳥獣を捕獲します
 山間部や河川の近くで捕獲を行う際、住宅地まで発砲音が聞こえることがあります。音のする区域には近づかないでください。また、捕獲わなの周辺には注意喚起のためのプラカードを設置しています。入山の際はご注意ください。
 ①・②▷銃器を使用したカラスなどの鳥類…4月～7月ごろ▷わなを使用したイノシシなどの獣類…6月～11月ごろ▷銃器を使用したイノシシなどの獣類…来年2月～3月ごろ

手続き・制度

●原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金
 ①次の全てを満たす企業 ②令和7年4月1日以降に長岡・越路・小国地域に製造業などを営む事業所を新設・増設 ③電力を新規・増加契約 ④雇用者が3人以上増加 ⑤給付額II支払った電気料金の約2割 ⑥割 ⑦産業支援課(大手) ☎39・2298

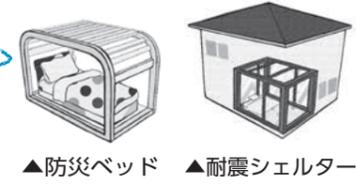
●子ども食堂運営費補助金
 食堂1カ所につき上限7万円(施設使用料などが発生する場合は、上限2万円を上乗せ)を補助します。昨年度交付した団体も対象です。
 子ども政策課(さい) ☎39・2021

する場合は、緑地の設置など事前に届け出が必要です。
 ①業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力・地熱・太陽光発電所を除く) ②規模：敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上 ※特定の区域で緑地の設置割合を緩和しています
 産業支援課(アオ) ☎39・2298

地震に強い住宅が命と財産を守る!

自己負担は1万円!
 ①木造住宅耐震診断
 ①次の全てを満たす住宅 ②昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て ③柱、梁などの主要構造部の大部分が木造 ④現に住宅として利用(併用住宅は2分の1以上が住宅部分) ⑤過去に耐震診断費の助成を受けていない 助成額=診断費から1万円を差し引いた額

②木造住宅耐震改修工事
 ①次の全てを満たす住宅 ②昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て ③柱、梁などの主要構造部の大部分が木造 ④耐震診断の総合評点が1.0未満(倒壊する危険性がある)と判定 対象工事・助成額=▷耐震改修工事…工事費の2分の1(上限140万円)▷部分補強工事…工事費の2分の1(上限100万円)▷防災ベッドまたは耐震シェルターなどの設置…工事費の2分の1(上限40万円)



「防災ベッド」や「耐震シェルター」は、短い工期で比較的安価にできる耐震対策です。

③耐震改修促進リフォーム支援
 対象工事=②の助成を受けて実施する耐震改修工事などと合わせて行う耐震改修以外の住宅リフォーム工事 助成額=10万円以上かかるリフォーム費用の2分の1(上限20万円)
 ②と合わせて最大160万円を助成!

危険なブロック塀はすぐに対応を
 ④ブロック塀などの撤去・改修
 対象者=ブロック塀などの所有者または管理者 対象の塀=避難施設へ向かう道沿いにあり、倒壊の恐れがあるブロック塀など 対象工事=撤去、改修(建て替え含む) 助成額=合計費用の3分の2(個人住宅は上限15万円、法人所有施設は上限10万円)
 ①②④10月30日(金)までに建築・開発審査課(大手) ☎39・2226、③11月30日(月)までに都市政策課(大手) ☎39・2265へ ※予算に達したら終了

ご存じですか? 福祉の手当や助成制度

受給には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。
 ①特別障害者手当
 在宅で常時介護が必要な最重度の障害のある人に支給します(所得制限あり)。20歳未満の重度障害児には、障害児福祉手当の支給制度があります。月額=特別障害者手当30,450円、障害児福祉手当16,560円 福祉課障害活動係(アオ) ☎39・2343
 ②特別児童扶養手当
 在宅で心身に一定の障害のある児童(20歳未満)を養育している父母などに支給します(所得制限あり)。月額=1級(重度)58,450円、2級(中度)38,930円 福祉課障害活動係
 ③精神障害者医療費助成制度
 精神疾患の治療に係る医療費の一部を助成します(所得制限なし)。助成額=自己負担額の3分の1 70歳未満で、自立支援医療(精神通院医療)に該当する病気にかかっている人 有効期間=申請月の1日から3年後の前月末まで 福祉課医療費助成係(アオ) ☎39・2319